

区分	材種	品質基準	寸法基準	乾燥基準																																	
構造用製材	[甲種] ・土台 ・大引 ・梁、桁 ・胴差 ・母屋 ・棟木 ・小屋梁 ・たいこ梁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸身</td> <td>10%以下</td> <td>JAS1級同等 (小屋梁・ たいこ梁除く)</td> </tr> <tr> <td>曲がり</td> <td>0.2%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貫通割れ</td> <td>木口 材面</td> <td>長辺寸法 以下 ないこと JAS 1級同等</td> </tr> <tr> <td>腐巧</td> <td>ないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>狂い及び その他の欠点</td> <td>軽微</td> <td></td> </tr> <tr> <td>節(単独)</td> <td>JAS2級以上</td> <td>小屋梁除く</td> </tr> <tr> <td>集中節</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目まわり</td> <td>ないこと</td> <td>「三重の木」基準</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	備考	丸身	10%以下	JAS1級同等 (小屋梁・ たいこ梁除く)	曲がり	0.2%以下		貫通割れ	木口 材面	長辺寸法 以下 ないこと JAS 1級同等	腐巧	ないこと		狂い及び その他の欠点	軽微		節(単独)	JAS2級以上	小屋梁除く	集中節			目まわり	ないこと	「三重の木」基準	<p>単位:mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>辺長</td> <td>+1.0 ~ 0</td> </tr> <tr> <td>材長</td> <td>+制限無し ~ 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※辺長：「三重の木」基準 材長：JAS基準</p>	区分	表示寸法との差	辺長	+1.0 ~ 0	材長	+制限無し ~ 0	含水率(仕上げ時) 20%以下
	区分	基準	備考																																		
丸身	10%以下	JAS1級同等 (小屋梁・ たいこ梁除く)																																			
曲がり	0.2%以下																																				
貫通割れ	木口 材面	長辺寸法 以下 ないこと JAS 1級同等																																			
腐巧	ないこと																																				
狂い及び その他の欠点	軽微																																				
節(単独)	JAS2級以上	小屋梁除く																																			
集中節																																					
目まわり	ないこと	「三重の木」基準																																			
区分	表示寸法との差																																				
辺長	+1.0 ~ 0																																				
材長	+制限無し ~ 0																																				
	[乙種] ・通し柱 ・管柱 ・間柱	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸身</td> <td>ないこと</td> <td>「三重の木」基準</td> </tr> <tr> <td>曲がり</td> <td>0.2%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貫通割れ</td> <td>木口 材面</td> <td>長辺寸法 以下 ないこと JAS 1級同等</td> </tr> <tr> <td>腐巧</td> <td>ないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>狂い及び その他の欠点</td> <td>軽微</td> <td></td> </tr> <tr> <td>節(単独)</td> <td>JAS2級以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集中節</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目まわり</td> <td>ないこと</td> <td>「三重の木」基準</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	備考	丸身	ないこと	「三重の木」基準	曲がり	0.2%以下		貫通割れ	木口 材面	長辺寸法 以下 ないこと JAS 1級同等	腐巧	ないこと		狂い及び その他の欠点	軽微		節(単独)	JAS2級以上		集中節			目まわり	ないこと	「三重の木」基準	<p>単位:mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>辺長</td> <td>+1.0 ~ 0</td> </tr> <tr> <td>材長</td> <td>+制限無し ~ 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※辺長：「三重の木」基準 材長：JAS基準</p>	区分	表示寸法との差	辺長	+1.0 ~ 0	材長	+制限無し ~ 0	含水率(仕上げ時) 20%以下
区分	基準	備考																																			
丸身	ないこと	「三重の木」基準																																			
曲がり	0.2%以下																																				
貫通割れ	木口 材面	長辺寸法 以下 ないこと JAS 1級同等																																			
腐巧	ないこと																																				
狂い及び その他の欠点	軽微																																				
節(単独)	JAS2級以上																																				
集中節																																					
目まわり	ないこと	「三重の木」基準																																			
区分	表示寸法との差																																				
辺長	+1.0 ~ 0																																				
材長	+制限無し ~ 0																																				
造作用製材	天井板・壁板	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸身</td> <td>ないこと</td> </tr> <tr> <td>曲がり</td> <td>0.5%以下</td> </tr> <tr> <td>貫通割れ</td> <td>ないこと</td> </tr> <tr> <td>そり又はねじれ</td> <td>軽微</td> </tr> <tr> <td>腐巧、虫穴、 穴、欠け、き ず、入り皮及び やにつぼ</td> <td>軽微 ※</td> </tr> <tr> <td>狂い及び その他の欠点</td> <td>軽微</td> </tr> </tbody> </table> <p>※死に節、抜け節は埋木補修、節割れは パテ等で補修してあること。</p>	区分	基準	丸身	ないこと	曲がり	0.5%以下	貫通割れ	ないこと	そり又はねじれ	軽微	腐巧、虫穴、 穴、欠け、き ず、入り皮及び やにつぼ	軽微 ※	狂い及び その他の欠点	軽微	<p>単位:mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木口の 短辺及 び木口 の長辺</td> <td>+1.0 ~ 0</td> </tr> <tr> <td>材長</td> <td>+制限無し ~ 0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	表示寸法との差	木口の 短辺及 び木口 の長辺	+1.0 ~ 0	材長	+制限無し ~ 0	含水率(仕上げ時) 15%以下													
区分	基準																																				
丸身	ないこと																																				
曲がり	0.5%以下																																				
貫通割れ	ないこと																																				
そり又はねじれ	軽微																																				
腐巧、虫穴、 穴、欠け、き ず、入り皮及び やにつぼ	軽微 ※																																				
狂い及び その他の欠点	軽微																																				
区分	表示寸法との差																																				
木口の 短辺及 び木口 の長辺	+1.0 ~ 0																																				
材長	+制限無し ~ 0																																				
フローリング	単層 フロー リング	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フローリングの日本農林規格を基準とする</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※死に節、抜け節は埋木補修、節割れは パテ等で補修してあること。</p>	区分	基準	フローリングの日本農林規格を基準とする		<p>単位:mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>±0.5</td> </tr> <tr> <td>材長</td> <td>+制限無し ~ 0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	表示寸法との差	厚さ	±0.3	幅	±0.5	材長	+制限無し ~ 0	含水率(仕上げ時) 15%以下																					
区分	基準																																				
フローリングの日本農林規格を基準とする																																					
区分	表示寸法との差																																				
厚さ	±0.3																																				
幅	±0.5																																				
材長	+制限無し ~ 0																																				
集成材	化粧ばり 構造用 集成柱 構造用 集成材 (注)③	集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。	集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。	集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。																																	

(注) ①各基準の測定方法は、各材種の日本農林規格に準拠するものとする。
 ②含水率は、原則、(財)日本住宅・木材技術センター認定の含水率計を用いて測定するものとする(集成材を除く)。
 ③梁、桁、胴差し、小屋梁として使用するものについては、県産材ラミナーの使用率が50%以上の異樹種使用の複合製品も「三重の木」の対象とする。